

平成24年度京都府食品衛生監視指導計画案についての意見

京都府生活協同組合連合会 専務補佐・事務局長(兼務) 坂本 茂
京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F 電話:075-251-1551

[1] 食品衛生監視指導計画の策定にかかわる取組の全体をつうじて

- (1) 食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない」ことが定められ、2003年度から「情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の促進」が図られてきましたが、京都府ではこの間において食品安心・安全推進条例が制定され、年次行動計画としてその具体化をすすめる作業のなかに、本計画の策定にかかわる課題がしっかり位置づけられるようになってきました。2003年度計画案について提出した意見においてこのことを一番目の課題として提起した当会としても、たいへん意義ぶかいことであると考えております。
- (2) この間、食の安心・安全推進課、くらしの安心・安全推進本部食の安心・安全部会があらたに設置されたことをはじめ、食の安心・安全課題に関連する部局が相互の関係を密にして、現在および将来の府民の健康保護にむけ、総合的計画的な取組みをすすめてきておられることにたいし、府民として心づよく思っております。
- (3) こうした取組の進展のなかで、京都府の食の安心・安全にかかわる施策と体制の全体および関連がよく整理され、府民に見えるようになってきました。このことについては、大きな評価があたえられるべきであると考えております。そして、「平成23年度京都府食品衛生監視指導計画実施状況中間報告」によれば、府内においても4月1日～9月30日間の法令違反は1件にとどまっています。なにより、食品衛生にかかわる重大な問題の発生がなく推移していることは、上記の施策・体制の強化とあわせて、貴課をはじめ関係部局の方がたの日夜をわかたぬご努力の賜物とふかく敬意を表し、また感謝申し上げる次第です

[2] 平成24年度「計画案」について

- (1) 放射性物質にかかわる食の安心・安全の課題は、ひきつづき消費者の関心が高いものがあり、「検査機器を整備し、食品中の放射性物質検査を実施」することは重要であると考えます。ついでには、対象品目の設定にかんする考え方をはじめとして、行政のおこなう検査方法とその結果について、系統的に情報提供していただけますよう、お願いいたします。とくに、結果公表にあたっては、その数値の意味するところについて府民理解がすすむよう、よりいっそうの工夫が必要と思われまます。
- (2) 「生食用食肉」にかんする監視指導もひきつづき重要なものと思料します。
- (3) 「道の駅」などで提供されている府内産の農水産加工品・そうざい・弁当等については、あわせて表示についてのていねいな指導をお願いいたします。とくに、「きょうと農商工連携応援ファンド支援事業」の助成金採択事業者にたいするご指導をつよめていく必要があると考えます。
- (4) 「平成22年度京都府食品衛生監視指導計画の実施結果」によると、食鳥検査により「食品として不適」と判断され、廃棄された数は7万9239羽と、この間の状況よりも高い数値となっているように見受けられますので、ひきつづき注視していく必要があると考えます。

以上